

荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

(平成元年12月15日条例第32号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	荒川区
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	57-1 : ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 (平成元年12月15日条例第32号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	56	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	81	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		荒川区個人番号の利用等に関する条例 別表第一 第2の項 荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 (平成元年12月15日条例第32号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法（昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号）第1条	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 (平成元年12月15日条例第32号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の（福祉の増進）を図ることを目的とする。	この条例は、（ひとり親家庭等）に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の（福祉の増進）を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項1号	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第5条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項1号 ^ハ	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第13条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項1号 ^ト	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第13条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項1号 ^ヨ	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第13条第1項 別記第1号様式
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項2号	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第9条第1項
②事務の内容	児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭の医療費の助成の申請した事項の変更に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項2号ハ	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項2号ヘ	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第20条第1項「別記第10号様式」
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項2号カ	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第9条第1項
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
--	---------	-----------

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項6号	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第9条第2項
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭の医療費の助成の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項6号ハ	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項6号ヘ	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第20条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項6号ト	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第20条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項6号ヨ	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第20条第2項
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事

③提供を求める利用特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
-----------------	--	--

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号11	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号12	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号13	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号14	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則 第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号15	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則 第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務5

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第9条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	ひとり親家庭の医療費の助成の申請した事項の変更に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号11	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則 第20条第1項 別記第10号様式
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号12	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則 第20条第1項 別記第10号様式
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号13	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則 第20条第1項 別記第10号様式
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号14	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則 第20条第1項 別記第10号様式
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号15	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則 第20条第1項 別記第10号様式
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務6

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
--	---------	-----------

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第9条第2項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭の医療費の助成の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号11	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第20条第2項 別記第10号の2様式
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号12	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第20条第2項 別記第10号の2様式
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号13	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第20条第2項 別記第10号の2様式
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号14	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第20条第2項 別記第10号の2様式
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報5		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号15	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則 第20条第2項 別記第10号の2 様式
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	ひとり親家庭の父又は母及び児童、養育者及び養育者が養育する児童
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2016年07月15日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	18
保護評価書の名称	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E8%8D%92%E5%B7%9D%E5%8C%BA&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E7%AD%89%E3%81%AE%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E3%81%AE%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=%EF%BC%93&opn_date_from_day=%EF%BC%92%EF%BC%96&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=%EF%BC%99%EF%BC%99&opn_date_to_month=%EF%BC%93&opn_date_to_day=%EF%BC%92%EF%BC%96&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2